

改定理由																		
改定案(平成25年3月)																		
工 種	種 別	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由								
1・セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年国官技第112号、国港建第35号、国空建第78号) J	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197	語句の統一								
	その他		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197	語句の統一								
	(J I S マーキング表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニックススラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	・語句の統一 ・JIS表記の修正								
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	摘要基準の追加								
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 すりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合は5.0%以下 (砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合は7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し								
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	語句の統一								
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	語句の統一								
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	・語句の統一 ・摘要基準のページ修正								
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197									
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195									
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195		・JIS表記の修正 ・語句の統一								
		凍湛せ水の氷質試験	JIS A 5308付属書 33	電解物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	/	○	[2010年制定]コンクリート標準規準 P1		・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加								
		回収水の場合：JIS A 5308付属書 33	同左	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加								

改定理由														
改定案(平成25年3月)														
工 種	種 別	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	
工 種	製 造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±2%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	○	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200						
		連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会標準) P355		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200					
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○							
施 工	必須	塩化物総量規制	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		○			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	
施 工	単位水量測定				1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、その製造業者者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込み前に、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合： 2回/日 (午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100～150m3ごとに1回、および何回し時に品質変化が認められたときと、品質変化が認められたときと、判定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	平成16年10月2日 通達「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	表現の修正					

現 行 (平成23年3月)										改定案(平成25年3月)									
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由	
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート補装の場合) スランプ2.5cm：許容差±1.0cm (道路橋床版の場合) スランプ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたコンクリート床版にレディミックスコンクリートをを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合にはその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成14年3月 P488 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成14年3月 P331			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート補装の場合) スランプ2.5cm：許容差±1.0cm (道路橋床版の場合) スランプ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたコンクリート床版にレディミックスコンクリートをを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合にはその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328 ・摘要基準の修正 ・文章表現の修正		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたコンクリート床版にレディミックスコンクリートをを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合にはその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたコンクリート床版にレディミックスコンクリートをを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合にはその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	文章表現の修正	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・早締めメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本 (σ3) を採取する。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・早締めメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本 (σ3) を採取する。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・早締めメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本 (σ3) を採取する。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P423、426、434 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成14年3月 P488	・語句の統一 ・摘要基準の削除	
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート補装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。					コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート補装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。				[2007年制定]舗装標準示方書 P265	・試験区分の変更 (その他⇒必須) ・文章表現の修正 ・摘要基準の追記	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	品質に異常が認められた場合に行う。	品質に異常が認められた場合に行う。				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。						
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112								コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112							
		ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁・上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリート製品を対象としない)とし構造物躯体の地盤面とす。中、底版等で竣工時に地中に調査する。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁・上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリート製品を対象としない)とし構造物躯体の地盤面とす。中、底版等で竣工時に地中に調査する。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216			ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁・上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリート製品を対象としない)とし構造物躯体の地盤面とす。中、底版等で竣工時に地中に調査する。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216	語句の修正、統一		
		必須 施工後試験																	
		ラストハンマーによる強度推定調査	JSGE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート補装及び他の構造物について、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁・上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリート製品を対象としない)とし構造物躯体の地盤面とす。中、底版等で竣工時に地中に調査する。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁・上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリート製品を対象としない)とし構造物躯体の地盤面とす。中、底版等で竣工時に地中に調査する。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会標準) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	ラストハンマーによる強度推定調査	JSGE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート補装及び他の構造物について、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁・上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリート製品を対象としない)とし構造物躯体の地盤面とす。中、底版等で竣工時に地中に調査する。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会標準) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」					

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)										改定理由
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準		改定理由	
3 既製杭 工	材 料	外観検査 (鋼管 杭・コンクリート 杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥 (鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など) がないこと。	設計図書による。	設計図書による。	○	道路橋示方書・同解説 IV下 部構造編 平成14年3月 P506	3 既製杭 工	材 料	必須	必須	必須	必須	設計図書による。	○	道路橋示方書・同解説 IV下 部構造編 平成24年3月 P561	摘要基準の改訂に伴う修正		
		外観検査 (鋼管 杭)	JIS A 5525	(円周溶接部の目盛り) 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値5mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	JIS A 5525	JISハンドブック	施工	必須		必須	必須	必須	外径100mm未満：上ぐいと下ぐいの 外径の差を2mm以下とす。 外径700mm以上1,016mm以下：上ぐい と下ぐいの外径長の差で表し、そ の差を3mm×π以下とする。 外径1,016mmを超え2,000mm以下： 上ぐいと下ぐいの外径長の差で表 し、その差を4mm×π以下とする。	JISハンドブック						
	施 工	鋼管杭・コンク リート杭・H鋼杭 の現場溶接 (溶剤除去性染色浸透 探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等 から全数量の実施が困難な場 合は監督員との協議により、 現場状況に応じた数量とす ることができる。なお、全溶 接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められ た認定技術者が行うものとす る。 試験箇所は杭の全周とする。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等 から全数量の実施が困難な場 合は監督員との協議により、 現場状況に応じた数量とす ることができる。なお、全溶 接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定め られた認定技術者が行うも のとする。 試験箇所は杭の全周とする。		杭基礎施工便覧 H4 P69 (試験項目)・91		鋼管杭・コンク リート杭・H鋼杭 の現場溶接 (溶剤除去性染色浸透 探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等 から全数量の実施が困難な場 合は監督員との協議により、 現場状況に応じた数量とす ることができる。なお、全溶 接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定め られた認定技術者が行うも のとする。 試験箇所は杭の全周とする。		○	杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目)・126	・摘要基準、JISの改訂に伴う修正 ・語句の修正、統一			
		鋼管杭・H鋼杭の 現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3項以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成14年3月 P506 杭基礎施工便覧 H4 P69 (試験項目)・91		鋼管杭・H鋼杭の 現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1項から3項であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)			道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目)・126	摘要基準の改訂に伴う修正			
	そ の 他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3項以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		鋼道橋施工便覧 H4 P129, 130 (試験項目)		鋼管杭・コンクリート杭の水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 また、設計図書に記載されてい ない場合は60%～70%とする。	設計図書による。 また、設計図書に記載されてい ない場合は60%～70% (中継り杭 工法及び鋼管ソイルセメント杭 工法) とする。	供試体の採取回数は一様に1箇所では30本に1回、採取本数は20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	中継り工法等で、放材料線透過試験が不可能な場合は、放材料線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができ る。		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目)・126	語句の修正		
		鋼管杭・コンクリート杭の水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 また、設計図書に記載されてい ない場合は60%～70%とする。	供試体の採取回数は一様に1箇所では30本に1回、採取本数は20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	設計図書による。 また、設計図書に記載されてい ない場合は60%～70% (中継り杭 工法及び鋼管ソイルセメント杭 工法) とする。	供試体の採取回数は一様に1箇所では30本に1回、採取本数は20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176, 177		鋼管杭・コンクリート杭の水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 また、設計図書に記載されてい ない場合は60%～70% (中継り杭 工法及び鋼管ソイルセメント杭 工法) とする。	供試体の採取回数は一様に1箇所では30本に1回、採取本数は20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	中継り工法等で、放材料線透過試験が不可能な場合は、放材料線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができ る。		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目)・126	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一		
	鋼管杭・コンクリート杭の水セメント比試験	セメントミルク工法に用いる樹脂め液及びくい周囲定波の圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一様に1箇所では30本に1回、採取本数は20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	設計図書による。		杭基礎施工便覧 H4 P130		鋼管杭・コンクリート杭の水セメント比試験	セメントミルク工法に用いる樹脂め液及びくい周囲定波の圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一様に1箇所では30本に1回、採取本数は20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	参考値：20N/mm2		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 561, 564 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176, 177	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一		
		鋼管杭・コンクリート杭の水セメント比試験	セメントミルク工法に用いる樹脂め液及びくい周囲定波の圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一様に1箇所では30本に1回、採取本数は20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	設計図書による。		杭基礎施工便覧 H4 P130		鋼管杭・コンクリート杭の水セメント比試験	セメントミルク工法に用いる樹脂め液及びくい周囲定波の圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一様に1箇所では30本に1回、採取本数は20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	参考値：20N/mm2		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 561, 564 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176, 177	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一	
4 下層路盤	材 料	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]～5	粒状路盤：修正CBR20%以上 (ク ラッシュラン鉄鋼スラグは修正 CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生 骨材を含む再生ク ラッシュラン 骨材を用いる場合で、上層路盤、基 盤、表層の合計厚が以下に示す 値より小さい場合は30%以上とす る。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工：施工前 前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図をい 描いた上での管理が可能な工事とい い、舗装施工面積が10,000m2あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000t以上の場合が該当 する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、次のいずれかに該当するものを いふ。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400m3以上 1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについ たでし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P28	・中規模以上の工事：施工：施工前 前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	材 料	必須	必須	必須	必須	舗装調査・試験法 便覧 [4]～5	・中規模以上の工事とは、管理図をい 描いた上での管理が可能な工事とい い、舗装施工面積が10,000m2あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000t以上の場合が該当 する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、次のいずれかに該当するものを いふ。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400m3以上 1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについ たでし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37, 38	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一	

改定案(平成25年3月)															改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準

平成25年度品質管理基準 新旧対照表

改定理由													
改定案(平成25年3月)													
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由				
									種 別	施 工	種 別	施 工	
5 上層路盤	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾状密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾状密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとす。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとし、また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下10個、100㎡以下10個、100㎡以上10個 (104孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。			(旧格値) (試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251			・試験方法に砂置換法(JIS A 1214)を追加 (舗装調査・試験法便覧では「実砂法」も「注砂法」もどちらも路盤の試験に使用できると記載されているため) ・試験基準について、試験頻度と試験の回数 (孔数) を明確化		
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210	・全幅、全区間で実施する。	舗装施工便覧 P262								
		平板載荷試験 その他	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割で行う。									
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	舗装施工便覧 P53								
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37			アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37					
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	舗装施工便覧 P250～251, 262			舗装施工便覧 P250～251, 262				語句の統一	
5 上層路盤	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が5,000t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの			舗装施工便覧 P84, 250～251 舗装再生便覧 P18		舗装施工便覧 P84, 250～251 舗装再生便覧 P18	語句の統一		

改定案(平成25年3月)										改定理由	
工 種	現 行 (平成23年3月)					改 定 案 (平成25年3月)					
	試験 種 別 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	
		鉄鋼スラグの修正 CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	舗装施工便覧 P84, 250～251	・MS・粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS； 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用す る。 ・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事とい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000t以上3,000t未満（コ ンクリートでは400㎥以上1,000㎥未 満） ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251	○	舗装施工便覧 P84, 250～251	語句の統一
		骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	舗装施工便覧 P53, 250～251	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事とい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000t以上3,000t未満（コ ンクリートでは400㎥以上1,000㎥未 満） ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53, 250～251	○	舗装施工便覧 P53, 250～251	語句の統一
		土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	舗装施工便覧 P84, 250～251	・直し、鉄鋼スラグには適用しな い。 ・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事とい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000t以上3,000t未満（コ ンクリートでは400㎥以上1,000㎥未 満） ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251	○	舗装施工便覧 P84, 250～251	語句の統一
		鉄鋼スラグの呈色 判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	舗装施工便覧 P54, 250～251	・MS・粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS； 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用す る。 ・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事とい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000t以上3,000t未満（コ ンクリートでは400㎥以上1,000㎥未 満） ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250～251	○	舗装施工便覧 P54, 250～251	語句の統一

改定理由																
改定案(平成25年3月)																
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由							
										種 別						
		鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HNS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251, 207	摘要基準 P54, 84, 250～251, 207							
	鉄鋼スラッグの軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1.20mpa以上(14日)	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251	摘要基準 P54, 84, 250～251										
		鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHNS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251	摘要基準 P54, 84, 250～251							
	その他	JIS A 1121	50%以下	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251	摘要基準 P28, 250～251									
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が33,000 t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29, 250～251	摘要基準 P29, 250～251							
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が33,000 t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29, 250～251	摘要基準 P29, 250～251									

平成25年度 品質管理基準 新旧対照表

改定案(平成25年3月)																	改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認</

改定理由												
改定案(平成25年3月)												
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由	
	試験 区 分	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]～5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251		舗装施工便覧 P78, 85, 250～251	・適用範囲の見直し ・語句の統一	
	施 工	必須イ	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)		舗装施工便覧 P262, 250～251		舗装施工便覧 P262, 250～251	・摘要基準のページ修正 ・語句の統一	
		現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]～185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が5.0mm以下の場合のみ適用できる	舗装調査・試験法 便覧 [4]～185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾葉密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾葉密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が均等な場合、10個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10穴) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：合計20個 6,000㎡/ロット毎に10個、なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3穴) 以上で測定する。	○	舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	舗装設計施工指針 P304 舗装施工便覧 P250～251	・試験方法に砂置換法 (JIS A 1214) を追加 (舗装調査・試験法便覧では「英砂法」も「注砂法」もどちらも路盤の試験に使用できると記載されているため) ・ 摘要 (試験基準) ・試験基準について、試験頻度と試験の個数 (穴数) を明確化		
その他の	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	舗装により異常が認められたとき。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層 及び 表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262		舗装施工便覧 P262, 250～251	語句の統一	
	セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]～213, [4]～218	舗装調査・試験法 便覧 [4]～213, [4]～218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層 及び 表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262, 250～251		舗装施工便覧 P262, 250～251	語句の統一	

平成25年度品質管理基準 新旧対照表

改定理由																																																																																	
改定案(平成25年3月)																																																																																	
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験理由																																																																								
										種 別	工 種																																																																						
8 アスファルト舗装	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251	語句の統一																																																																								
										骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P29, 250～251																																																															
																			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P29, 250～251																																																						
																												ファイラーの配度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P35, 250～251																																													
																																					ファイラーの水分会試験	JIS A 5008	1%以下	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P35, 250～251																																				
																																														ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4%以下	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P36, 250～251																											
																																																							ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P36, 250～251																		
																																																																ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P36, 250～251									
																																																																									ファイラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P36, 250～251

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)										改定理由
工 種	試験 種 別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由		
5		製鋼スラグの水浸膨張性試験	制鉄調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは、使用する基層および表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251			製鋼スラグの水浸膨張性試験	制鉄調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251	語句の統一		
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下				○	舗装施工便覧 P31, 250～251			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P31, 250～251		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下				○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 P29, 250～251			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは、使用する基層および表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29, 250～251	語句の統一	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下				○	舗装施工便覧 P29, 250～251			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251		
		針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
		軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
		伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
	薄板加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			薄板加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			
	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1				○	舗装施工便覧 P19, 250～251			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○	舗装施工便覧 P19, 250～251			

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)										改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要

改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
改定案(平成25年3月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工 種	種 別	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	種 別	試験 区 分	工 種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/日以上	○	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
													ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/日以上	○	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
																				練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合: JIS A 5308附属書 3	経路残留物の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/日以上及び水質が変わった場合。	○	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会標準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
																											練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合: JIS A 5308附属書 3	経路残留物の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/日以上及び水質が変わった場合。	○	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会標準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	その他 製造(フランク)	計量設備の計量精度	ミキサーの練混ぜ性能試験	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	○	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
													ミキサーの練混ぜ性能試験	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位 容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
																				ミキサーの練混ぜ性能試験	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
																											ミキサーの練混ぜ性能試験	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	必須	コンシステンシー試験	修正VC値の±10秒	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合に随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	○	○	○	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P54	○	○	○	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
													マンネージャル突き固め試験	目標値の±1.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)										改定理由
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準			
10 グース アスファルト 舗装		温度測定（コンク リート）	温度計による。	規格密度の95、5%以上。 基準密度の95、5%以上。	2回/日（午前・午後）以上	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層および表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000 t未満 （コンクリートでは400㎡3以上 1,000㎡3未満）。 ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	転圧コンクリート舗装技術指 針（案） 平成2年10月 P54			温度測定（コンク リート）	温度計による。	規格密度の95、5%以上。 基準密度の95、5%以上。	2回/日（午前・午後）以上	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000t以上の場合が該当 する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの をいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000 t未満（コ ンクリートでは400㎡3以上1,000㎡3 未満）。 ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	転圧コンクリート舗装技術指 針（案） 平成2年10月 P54			
		現場密度の測定	Rt水分密度計		40mに1回（横断方向に3箇 所）					転圧コンクリート舗装技術指 針（案） 平成2年10月 P55、59										
		コアによる密度測 定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-300		1,000㎡2に1箇の割合でコアー を採取して測定															
		必須	骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工 前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		舗装施工便覧 P28、250～251		舗装施工便覧 P28、250～251										
			骨材の密度及び吸 水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工 前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		舗装施工便覧 P28、250～251	○	舗装施工便覧 P28、250～251										
		骨材中の粘土塊量 の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			舗装施工便覧 P29、250～251	○	舗装施工便覧 P29、250～251											
		粗骨材の形状試験 便覧 [2]-45	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10% 以下			舗装施工便覧 P29、250～251	○	舗装施工便覧 P29、250～251											
		ファイラーの粒度試 験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			舗装施工便覧 P35、250～251	○	舗装施工便覧 P35、250～251											
		ファイラーの水分試 験	JIS A 5008	1%以下			舗装施工便覧 P35、250～251	○	舗装施工便覧 P35、250～251											
	その他	粗骨材のすりへり の試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工 前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡ 未満 ②使用する基層および表層用混合物 の総使用量が500t以上3,000 t未満 （コンクリートでは400㎡3以上 1,000㎡3未満）。 ただし、以下に該当するものについ ても小規模工事として取り扱うもの とする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合 材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28、250～251		舗装施工便覧 P28、250～251										
		硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			舗装施工便覧 P29、250～251	○	舗装施工便覧 P29、250～251											
		粗骨材中の軟石量 試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			舗装施工便覧 P29、250～251	○	舗装施工便覧 P29、250～251											

現 行 (平成23年3月)										改定案(平成25年3月)										改定理由
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由		
		針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについて、小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22, 250～251			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについて、小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	語句の統一		
		軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			
		伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			
		蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			
		密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 P22, 250～251			
	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合は実施する。		○	舗装施工便覧 P206		必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合は実施する。		○	舗装施工便覧 P206			
		リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3～20秒 (目標値)			○	舗装施工便覧 P206			リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3～20秒 (目標値)			○	舗装施工便覧 P206			
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P341			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P198	摘要基準のページ修正 ※25年版との整合が必要		
		曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10-3以上			○	土木工事共通仕様書 P341			曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10-3以上			○	土木工事共通仕様書 P198	摘要基準のページ修正 ※25年版との整合が必要		
		粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 [2]-14	2.36㎥ふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	舗装施工便覧 P262, 250～251			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 [2]-14	2.36㎥ふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについて、小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	・摘要基準のページ修正 ・語句の統一		

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)					改定理由		
工 種	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
舗装工 現場	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	同上	○	舗装施工便覧 P262, 250～251	舗装工		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	同上	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	・摘要基準のページ修正 ・語句の統一
	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250～251			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 P207, 262			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 P207, 263	摘要基準のページ修正
舗設工 現場	必須試験項目	温度計による。		随時	温度値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			舗設工	必須試験項目	温度測定 (初期値)	温度計による。						表現の修正
	材料	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			舗装設計施工指針 P160		必須材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			舗装設計施工指針 P160	摘要基準の改訂に伴う修正
	CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。				道路土工施工指針 P259		CBR試験		舗装調査・試験法 便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。				舗装設計施工指針 P160	摘要基準の改訂に伴う修正
施工	必須試験項目	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 注：(3種型)のいずれかを実施する。 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法 便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。1日の場合は1,500m3未満の工事では1工事当たり2回以上、1回の試験につき3回で測定し、3回の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	施工		現場密度の測定 (注：(3種型)のいずれかを実施する。)	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 A・B 注：(3種型)のいずれかを実施する。 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法 便覧 [4]-185	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。1日の場合は1,500m3未満の工事では1工事当たり2回以上、1回の試験につき3回で測定し、3回の最低値で判定を行う。			舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	・摘要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準について、試験頻度と試験の回数 (孔数) を明確化
	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、1日の1層あたりの施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)		または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、1日の1層あたりの施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。			R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	・試験基準の表記方法の修正 (表→テキスト形式) ・語句の統一
			1・盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2・管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3・盛土の施工は、築堤路床に及ぶ場合でも、管理単位を複数個にまたがらせることはしないものとする。 4・土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新復の管理単位として取り扱うものとする。				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」【TS編・GNSS編】による		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	摘要基準の改訂に伴う修正	
	ブルーローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 P265			ブルーローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210					舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 平成22年4月 P220	摘要基準の改訂に伴う修正

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)										改定理由
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由		
	その 他	平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工施工指針 P259		その 他	平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工施工指針 平成22年4月 P220	摘要基準の改訂に伴う修正		
		現場CBR試験	JIS A 1222		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工施工指針 P259			現場CBR試験	JIS A 1222		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			摘要基準の改訂に伴う修正			
		含水比試験	JIS A 1203		降雨後または含水比の変化が認められたとき。			道路土工施工指針 P259			含水比試験	JIS A 1203		500㎓につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎓未満の工事は1工事当たり3回以上。			摘要基準の改訂に伴う修正			
12. 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧【11]-227（ベンダグワート-A）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			道路土工施工指針 P259	12. 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	配合を定めるための試験である。		道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴い削除		
	施工	現場密度の測定（※右記試験方法（3種類）のいずれれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法		500㎓につき1回の割合で行う。但し、1,500㎓未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259		必須	現場密度の測定（※右記試験方法（3種類）のいずれれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法		500㎓につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎓未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工施工指針 平成22年4月 P218～221	・摘要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準について、試験頻度と試験の個数（孔数）を明確化			
																				・規格値を修正 ・試験基準の表記方法の修正（表→テキスト形式） ・語句の統一
								RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）									RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	摘要基準の改訂に伴う修正		
								JIS・GNSを用いた盛土の締固め管理要領（案）									JIS・GNSを用いた盛土の締固め管理要領」による	摘要基準の改訂に伴う修正		
	その 他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧【4]-210	設計図書による。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。		道路土工施工指針 P259		その 他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧【4]-210	設計図書による。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。		道路土工施工指針 平成22年4月 P220	摘要基準の改訂に伴う修正		
		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工施工指針 P259			平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			摘要基準の改訂に伴う修正			
		現場CBR試験	JIS A 1222					道路土工施工指針 P259			現場CBR試験	JIS A 1222					摘要基準の改訂に伴う修正			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。			道路土工施工指針 P259			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎓につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎓未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工施工指針 平成22年4月 P220	摘要基準の改訂に伴う修正		
	たわみ量		舗装調査・試験法便覧【11]-227（ベンダグワート-A）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			道路土工施工指針 P259		たわみ量	舗装調査・試験法便覧【11]-227（ベンダグワート-A）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。				道路土工施工指針 P259	摘要基準の改訂に伴い削除		

現 行 (平成23年3月)										改定案(平成25年3月)										改定理由
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準		改定理由	
13 固結工									13 固結工	必 須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。				土木工事共通仕様書との整合	
																				土木工事共通仕様書との整合
14 アンカー工	必 須	モルタルの圧縮試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日				14 アンカー工	必 須	モルタルの圧縮試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日						
		モルタルのフローレンス試験	JIS R 5201		繰り返りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフローレンスとする。															
	施 工	多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)		設計アンカー力に対して十分に安全であること。 ・施工数量の5%かつ3本以上 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。					多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。 ・施工数量の5%かつ3本以上 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P109, 110	摘要基準の改訂に伴う修正		
		1 サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。															
	その他の確認試験								その他の確認試験	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P112, 113	摘要基準の改訂に伴う修正		
15 補強土・壁工	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。				15 補強土・壁工	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。						
		外観検査（ストリップ、鋼線断面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左															
	その他の確認試験								その他の確認試験	その他の確認試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		○	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P35			
施 工	必 須	現場密度の測定（3個値）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 最大粒径>53mm：JIS A 1210 A・B 法 試験法 建築 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			施 工	必 須	現場密度の測定（3個値）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 最大粒径>53mm：JIS A 1210 A・B 法 試験法 建築 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P170	・摘要基準の改訂に伴い、試験方法、規格値を修正 ・試験基準について、試験頻度と試験の個数（孔数）を明確化		

改定理由																		
改定案(平成25年3月)																		
工 種	種 別	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準									
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	土木道水を使用している場合は試験に換えて上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195								
			練混ぜ水の水質試験	土木道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書 3 JIS A 5308附属書 3	経路物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	土木道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書 3 JIS A 5308附属書 3	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	・JIS表記の修正 ・語句の統一									
			回収水の水質試験	JIS A 5308附属書 3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	土木道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとす る。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加									
			必須試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。											
（ブ ラ ン ト） （コンクリート製造成り方） （コンクリート製造成り方）	製造（ブ ラ ン ト） （コンクリート製造成り方） （コンクリート製造成り方）	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	粗骨材の表面水率	1回/日以上	設計図書による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200								
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位容積骨材質量の差：5%以下 7.5%以下平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位容積骨材質量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。									
			連続ミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位容積骨材質量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。									
			必須試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。											
施 工	施 工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 規程編 P385 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	[2007年制定]コンクリート標準示方書 規程編 P385 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200									
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm 18cm以上30cm以下：許容差±2.5cm	「小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。」 「海砂の塩化物イオン含有率試験方法は、（JISCE-G502.503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。」	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。									
			必須試験	JIS A 1108	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。												
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	「小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。」												
		コアによる強度試験	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	/		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201								

改定理由															
改定案(平成25年3月)															
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法施工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付付国官技第112号、国港発第35号、国空建第78号) J	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197	○	語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197	語句の統一		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197	○	語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197	語句の統一		
		() シママーク表示されたレイアウト図を使用する場合は除く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.0%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	○	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コクリート用再生骨材H)	JIS表記の修正			
		砂の有機不純物試験													
		砂の有機不純物試験	骨材中の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下 (ただし、配形判定係数は58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 細骨材 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含む場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	○	語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	語句の統一	JIS A 5308及びJIS A 5005の改訂に伴う見直し	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○	語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	語句の統一		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	○	語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	語句の統一		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	○	・摘要基準のページ修正 ・語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	・摘要基準のページ修正 ・語句の統一		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	○	語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	語句の統一		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	○	語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	語句の統一		
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 生物性酸素消費量の量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○	・JIS表記の修正 ・語句の統一	[2007年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	・JIS表記の修正 ・語句の統一		
		回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上	工事開始前、工事中1回/月以上	○		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○	・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P602	○	・JIS表記の修正 ・語句の統一 ・摘要基準の追加		
		必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		○		○		
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1125			1回/日以上			○		○		○		
		計量設備の計量精度			設計図書による。	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上		・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		○		○		・試験基準について、修正
		その他			水：±1%以内 セメント：±3%以内 骨材：±2%以内 水和剤：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)				○		○		○		

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)										改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
工 種	種 別	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	種 別	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	ミクスコンクリートを使用する場合は除く	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単 位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位租骨材 量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準 表示方書 施工編 P96, 200 （現準） P365	小規模工種の考え方を追加した。（「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2）適用工種を参考にしたものである。）	河川土工	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単 位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位租骨材 量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2010年制定]コンクリート標準 表示方書 現準編（土木学会 現準） P385 [2007年制定]コンクリート標準 表示方書 施工編 P200	小規模工種の考え方を追加した。（「コンクリート耐久性向上対策実施要領」の2）適用工種を参考にしたものである。）	河川土工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
																					その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)				改定理由				
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	
19 砂防土工												または、 「RT計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、 設計図書による。	乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 R計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・試験基準の表記方法の修正（表→テキスト形式） ・摘要基準のページ修正	
												「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 による					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 による	摘要基準の改訂に伴う修正
												JIS A 1203 舗装調査・試験法 便覧【1】-216					河川土工マニュアル P267	摘要基準のページ修正
												JIS A 1210 設計図書による。					河川土工マニュアル P267	摘要基準のページ修正
20 砂防土工												または、 「RT計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1,000m ² に1回の割合、またはは塊体延長50mに3回の割合で実施する。 1. 乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P273 R計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・試験基準の表記方法の修正（表→テキスト形式） ・摘要基準のページ修正		
												「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 による					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 による	摘要基準の改訂に伴う修正
												JIS A 1210 設計図書による。					河川土工マニュアル P267	摘要基準のページ修正
												最大粒径≦53mm： JIS A 1214 注 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧【4】-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P273 R計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・試験基準の表記方法の修正（表→テキスト形式） ・摘要基準のページ修正	
21 砂防土工												または、 「RT計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1,000m ² に1回の割合、またはは塊体延長50mに3回の割合で実施する。 1. 乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P273 R計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・試験基準の表記方法の修正（表→テキスト形式） ・摘要基準のページ修正		
												「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 による					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 による	摘要基準の改訂に伴う修正
												JIS A 1210 設計図書による。					河川土工マニュアル P267	摘要基準のページ修正
												最大粒径≦53mm： JIS A 1214 注 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧【4】-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P273 R計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・試験基準の表記方法の修正（表→テキスト形式） ・摘要基準のページ修正	

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)					改定理由		
工 種	試験区別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	工 種	試験区別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準
20 道路土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。 当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）	/		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259 道路土工土質調査指針 P269	道路土工	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。 当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	/		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217
		CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）			道路土工要領 P311	CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
	その他	土の乾度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311	土の乾度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
		土の含水比試験	JIS A 1203		・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。			道路土工要領 P311	土の含水比試験	JIS A 1203		・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					道路土工要領 P311	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			道路土工要領 P311			道路土工要領 P311	
		土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説					道路土工要領 P311	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説			道路土工要領 P311			道路土工要領 P311	
		土の圧密試験	JIS A 1217					道路土工要領 P311	土の圧密試験	JIS A 1217			道路土工要領 P311			道路土工要領 P311	
		土のせん断試験	土質試験の方法と解説					道路土工要領 P311	土のせん断試験	土質試験の方法と解説			道路土工要領 P311			道路土工要領 P311	
施工		土の透水試験	JIS A 1218			/		道路土工要領 P311	土の透水試験	JIS A 1218			道路土工要領 P311			道路土工要領 P311	
	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧【4】-185	・路体：最大乾燥密度の95%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000msにつき1回の割合で行う。ただし、5,000ms未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500msにつき1回の割合で行う。ただし、1,500ms未満の工事は1工事当たり3回以上。			最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧【4】-185 ※砂法	/	現場密度の測定（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧【4】-185 ※砂法	路体の場合、1,000msにつき1回の割合で行う。ただし、5,000ms未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500msにつき1回の割合で行う。ただし、1,500ms未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218～222	/	路体の場合、1,000msにつき1回の割合で行う。ただし、5,000ms未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500msにつき1回の割合で行う。ただし、1,500ms未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218～222	

その他、設計図書による。

改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
改定案(平成25年3月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	規格値	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準

現 行 (平成23年3月)										改定理由												
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準		工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準		改定理由		
		単位水量測定	「レディミックス」の品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運輸車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運輸車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込む前に、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運輸車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内で安定することを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定する単位水量の測定を行う。なお、管理員または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができ。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合、2回/日 (午前1回、午後1回) または重要構造物では重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディミックス」コンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	・ 表現の修正														
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること、3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・ 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ から150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき、なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本 (σ 7・・・3本、σ 28・・・3本) とする。	・ 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ から150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき、なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本 (σ 7・・・3個、σ 28・・・3個) とする。	・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P202	・ 2007年制定「コンクリート標準示方書 施工編 P202」													
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の使用量の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の使用量の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・ 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C602.603) または設計図書の規定により行う。	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P201	・ 2007年制定「コンクリート標準示方書 施工編 P201」													
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・ 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・ 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・ 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C602.603) または設計図書の規定により行う。	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P423.426.434	・ 2007年制定「コンクリート標準示方書 施工編 P202」 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格 集) P423.426.434													
	その他の試験	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	品質に異常が認められた場合に行う。																
		コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	1回「品質に異常が認められた場合に行う。	1回「品質に異常が認められた場合に行う。	1回「品質に異常が認められた場合に行う。																
		ひび割れ調査	スケールによる測定		本数 総延長 最大ひび割れ幅等																	
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCU-G 504	設計基準強度	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合、コアにより、基準期間内に調査を行う。工事等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	「2010年制定」コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会 規準) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」																
	その他の試験	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。																

工 種	現 行 (平成23年3月)						改定案 (平成25年3月)						改定理由		
	工 種	材 料	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準	試験成績表等による確認	摘 要	試験基準	摘要基準	試験成績表等による確認	改定理由
25 ロックボルト (NATM)	製造 (フ ラ ン ト)	その他	計量設備の計量精度	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±2%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラッグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97	○	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97、200	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97、200	・試験基準について、修正
			ミキサの離脱性能試験												
	製造 (フ ラ ン ト)	必須	ミキサの離脱性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位骨材質量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気重量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96、200	○	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96、200	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96、200	摘要について、小規模工種に関する記載を削除 (吹付コンクリートは小規模工種に該当しないため)
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		○			○		
	製造 (フ ラ ン ト)	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○		○			○		摘要について、小規模工種に関する記載を削除 (吹付コンクリートは小規模工種に該当しないため)
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物物質量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1)試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	○	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	
	製造 (フ ラ ン ト)	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCF561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材料7日、28日 (2×3=6供体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	○	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	・摘要について、小規模工種に関する記載を削除 (吹付コンクリートは小規模工種に該当しないため) ・語句の統一
	その他	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	○	・摘要について、小規模工種に関する記載を削除 (吹付コンクリートは小規模工種に該当しないため)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・語句の統一
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		○		○			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	・摘要について、小規模工種に関する記載を削除 (吹付コンクリートは小規模工種に該当しないため) ・語句の統一
25 ロックボルト (NATM)	製造 (フ ラ ン ト)	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		○		○			○		品質に異常が認められた場合に行う。
			外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P239	○		トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P239	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P239	
	製造 (フ ラ ン ト)	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○		トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	品質に異常が認められた場合に行う。
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。			○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○		トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	
	製造 (フ ラ ン ト)	必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		引抜の初期降降は20m ³ ごとに、その後は50m ³ ごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。		○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○		トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	品質に異常が認められた場合に行う。
			引抜き試験					○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○		トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	

改定理由										改定案(平成25年3月)												
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準		工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準		改定理由		
26 路上再生路盤工	材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が33,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの		舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P72	語句の統一	27 路上表層再生工	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR20%以上		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P72				
		土の配度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい配度範囲による	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・規格値の表番号の修正													
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	摘要基準の改訂に伴う修正													
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	摘要基準の改訂に伴う修正													
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195														
27 路上表層再生工	施工必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-191	基礎密度の93%以上。	1,000m2に1回			舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91	・締めめ度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満たすものとし、かつ平均値について以下を満たすものとする。 ・締めめ度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満たすものとする。また、10回の測定値が得たい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満たすものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満たしていればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10L) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合 10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個 (3L) 以上で測定する。	舗装再生便覧 P77, 91						舗装再生便覧 P91, 135, 136	・試験方法に砂置換法(JIS A 1214)を追加(舗装調査・試験法便覧では「築砂法」も「注砂法」もどちらも路盤の試験に使用できると記載されているため) ・試験基準について、試験頻度と試験の個数(孔数)を明確化					
		土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時				舗装再生便覧 P77, 91													
		CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-69	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。					舗装再生便覧 P73, 91													
		含水比試験	JIS A 1203			1～2回/日			舗装再生便覧 P91													
	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207			当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 P95													
	旧アスファルトの軟化点							舗装再生便覧 P95														
	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91						舗装再生便覧 P95														

現 行 (平成23年3月)										改定理由																					
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由													
		既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-229		当初及びび材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 P95			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-229			十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		舗装再生便覧 P95														
		既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238								既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238																			
		既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14								既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14																			
		新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。								新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。																			
		現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91								現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91																			
施 工	必 須			9%以上	1,000㎥につき1個	空率率による管理でもよい。	○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111						・ 縦断面は、個々の測定値が基準密度の9%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 縦断面は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはすれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡は10個とし、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	・ 規格値は10、X6、X3を記載した。 ・ 試験基準について、試験頻度と試験の個数（孔数）を明確化																
		温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P108,111 舗装再生便覧 P111			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P108,111 舗装再生便覧 P111														
		かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。								かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。																			
		その他	粒度（2.36mmフル便覧 [2]-14								粒度（2.36mmフル便覧 [2]-14																				
			粒度（75μmフル便覧 [2]-14								粒度（75μmフル便覧 [2]-14																				
			アスファルト量抽出粒度分析試験								アスファルト量抽出粒度分析試験																				
28 排水性舗装工・透水性舗装工	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満の使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 I) アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P19,1188～191,250～251			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。		・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満の使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 I) アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P28,119,188～191,250～251	・ 摘要基準のページ修正 ・ 語句の統一												
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕：製備スラグ（SS） 表观比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,28			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕：製備スラグ（SS） 表观比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,28														
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137								骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137																			
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45								粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45																			

現 行 (平成23年3月)															改定案 (平成25年3月)															改定理由
工 種	試験 種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由												
	試験 種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由												
	ファイラーの硬度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P250～251, 34	○	舗装施工便覧 P250～251, 34																						
	ファイラーの水分的試験	JIS A 5008	1%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 35	○	舗装施工便覧 P250～251, 35																						
	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251, 36	○	舗装施工便覧 P250～251, 36																						
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 31	○	舗装施工便覧 P250～251, 31	摘要基準の改訂に伴い削除																					
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 28, 31	○	舗装施工便覧 P250～251, 28, 31	排水性舗装技術指針（案） P20																					
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 29	○	舗装施工便覧 P250～251, 29																						
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 29	○	舗装施工便覧 P250～251, 29																						
	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上		○	舗装施工便覧 P250～251, 21	○	舗装施工便覧 P250～251, 21																						
	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上		○	舗装施工便覧 P250～251, 21	○	舗装施工便覧 P250～251, 21																						
	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)		○	舗装施工便覧 P250～251, 21	○	舗装施工便覧 P250～251, 21																						
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上		○	舗装施工便覧 P250～251, 21	○	舗装施工便覧 P250～251, 21																						
	薄板加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 21	○	舗装施工便覧 P250～251, 21																						
	薄板加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上		○	舗装施工便覧 P250～251, 21	○	舗装施工便覧 P250～251, 21																						
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-244	タフネス：20N・m		○	舗装施工便覧 P250～251, 21	○	舗装施工便覧 P250～251, 21																							
密度試験	JIS K 2207	同上		○	舗装施工便覧 P250～251, 21	○	舗装施工便覧 P250～251, 21	同上																						

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)										改定理由	
工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由			
29 プラン ト再生舗装 工	必 須 材 料	再生骨材 アスファルト抽出 後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	3.8%以上	再生骨材使用量500 tごとに1 回。	再生骨材使用量500 tごとに1 回。 洗い試験で失われ る量	○	舗装再生便覧 P60	30 プラン ト再生舗装 工	必 須 材 料	再生骨材 アスファルト抽出 後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	3.8%以上	再生骨材使用量500 tごとに1 回。	○	舗装再生便覧 P60	○	舗装再生便覧 P60			
	再生骨材 旧アスファルト含 有量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	再生骨材使用量500 tごとに1 回。		○		舗装再生便覧 P11, 60	再生骨材 旧アスファルト含 有量		舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	再生骨材使用量500 tごとに1 回。	○		舗装再生便覧 P11, 60							
	再生骨材 旧アスファルト入 度	マーションシャル安定度試験による再生骨 材の旧アスファル ト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生骨材使用量500 tごとに1 回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を t未満の場合は、再生骨材を 使用しない日を除いて2日に1 回とする。	○	舗装再生便覧 P11, 60	再生骨材 旧アスファルト入 度	マーションシャル安定度試験による再生骨 材の旧アスファル ト性状判定方法		20(1/10mm)以上 (25℃)	再生骨材使用量500 tごとに1 回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を t未満の場合は、再生骨材を 使用しない日を除いて2日に1 回とする。	○	舗装再生便覧 P11, 60								
	再生骨材	舗装再生便覧	5%以下	洗い試験で失われる量とは、試料の アスファルトコンクリート再生骨材 の水洗前の75μmふるいにとどま るものと、水洗後の75μmふるいにとどま るものを気乾もしくは60℃以下 の戸乾燥し、その質量の差からも とめる。	○	舗装再生便覧 P11, 60	再生骨材	舗装再生便覧		5%以下	洗い試験で失われる量とは、試料の アスファルトコンクリート再生骨材 の水洗前の75μmふるいにとどま るものと、水洗後の75μmふるいにとどま るものを気乾もしくは60℃以下 の戸乾燥し、その質量の差からも とめる。	○	舗装再生便覧 P11, 60								
	再生アスファルト 混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規 格	2回以上及び材料の変化	○	舗装再生便覧 P24	再生アスファルト 混合物	JIS K 2207		JIS K 2207石油アスファルト規 格	2回以上及び材料の変化	○	舗装再生便覧 P24	・規格値の表番号の修正 ・語句の統一							
必 須 プ ラ ン ト	粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	抽出ふるい分け試験の場合： 1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的 ・小規模以下の工事：異常が 認められるとき。 印字記録の場合：全数	再生アス処理の場合、2.36mm：± 15%以内 印字記録による場合は、舗装再 生便覧表-2.8.5による。	○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	必 須 プ ラ ン ト	粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	抽出ふるい分け試験の場合： 1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的 ・小規模以下の工事：異常が 認められるとき。 印字記録の場合：全数	再生アス処理の場合、2.36mm：± 15%以内 印字記録による場合は、舗装再 生便覧表-2.8.5による。	○	舗装再生便覧 P59, 60, 61								
再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	75μmふるい：±5%以内 再生アス処理の場合、75μm：±6% 以内 印字記録による場合は、舗装再 生便覧表-2.8.5による。	○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	75μmふるい：±5%以内 再生アス処理の場合、75μm：±6% 以内 印字記録による場合は、舗装再 生便覧表-2.8.5による。	○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	規格値の表番号の修正											
再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	○	舗装再生便覧 P255	再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	○	舗装再生便覧 P255												
再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	○	舗装再生便覧 P28	再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	○	舗装再生便覧 P28												
再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17	○	舗装再生便覧 P28	再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17	○	舗装再生便覧 P28												
舗 設 現 場	必 須 物	外観検査 (混合 物)	目視	舗定量の記録は、1日4回 (午前・午 後各2回)	舗定量の記録は、1日4回 (午前・午 後各2回)	舗定量の記録は、1日4回 (午前・午 後各2回)	○	舗定量の記録は、1日4回 (午前・午 後各2回)	舗 設 現 場		必 須 物	外観検査 (混合 物)	目視	舗定量の記録は、1日4回 (午前・午 後各2回)	舗定量の記録は、1日4回 (午前・午 後各2回)	舗定量の記録は、1日4回 (午前・午 後各2回)	○	舗定量の記録は、1日4回 (午前・午 後各2回)	表現の修正		
	温度測定 (初期舗 設時)	温度計による。	温度計による。							温度計による。	温度計による。	温度計による。	温度計による。							温度計による。	
	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再生アス処理の場合、基準密度の 95%以上。	・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 しなければならない。また、 10個の測定値が得がたい場合、 は3個の測定値の平均値X3が 規格値を満足していなければ ならないが、X3が規格値をは ぬれば、X10が規格値を満足 するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 するものとする。 ・X3が規格値を満足するものとするが、 X3が規格値をはずれた場合、 X3は、さらに5個のデータを加 えた平均値X6が規格値を満足 してよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超え る場合は、10,000㎡以下を1 ロットとし、1ロットあたり 10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10個追加し、測 定すること。 測定する場合は、5等分するように設 定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/ロット毎に10個、 合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡ 以下の場合 (維持工事を除 く) は、1工事あたり3個 (3 孔) 以上で測定する。	・締固め度は、固々の測定値 が基準密度の94%以上 (再ア スしよりの場合は基準密度の 95%以上) を満足するものと し、かつ平均値について以下 を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 するものとする。 ・X3が規格値を満足するものとするが、 X3が規格値をはずれた場合、 X3は、さらに5個のデータを加 えた平均値X6が規格値を満足 してよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超え る場合は、10,000㎡以下を1 ロットとし、1ロットあたり 10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10個追加し、測 定すること。 測定する場合は、5等分するように設 定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/ロット毎に10個、 合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡ 以下の場合 (維持工事を除 く) は、1工事あたり3個 (3 孔) 以上で測定する。	・規格値にX10、X6、X3を追記した。 ・試験基調について、試験頻度と試験の個数 (孔数) を明確化															
	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再生アス処理の場合、基準密度の 95%以上。	・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 しなければならない。また、 10個の測定値が得がたい場合、 は3個の測定値の平均値X3が 規格値を満足していなければ ならないが、X3が規格値をは ぬれば、X10が規格値を満足 するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 するものとする。 ・X3が規格値を満足するものとするが、 X3が規格値をはずれた場合、 X3は、さらに5個のデータを加 えた平均値X6が規格値を満足 してよい。 ・1,000㎡につき1個 (ただし維持工事は除く) ・1工事につき任意の3個	・締固め度は、固々の測定値 が基準密度の94%以上 (再ア スしよりの場合は基準密度の 95%以上) を満足するものと し、かつ平均値について以下 を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 するものとする。 ・X3が規格値を満足するものとするが、 X3が規格値をはずれた場合、 X3は、さらに5個のデータを加 えた平均値X6が規格値を満足 してよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超え る場合は、10,000㎡以下を1 ロットとし、1ロットあたり 10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10個追加し、測 定すること。 測定する場合は、5等分するように設 定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/ロット毎に10個、 合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡ 以下の場合 (維持工事を除 く) は、1工事あたり3個 (3 孔) 以上で測定する。	・規格値にX10、X6、X3を追記した。 ・試験基調について、試験頻度と試験の個数 (孔数) を明確化															
	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再生アス処理の場合、基準密度の 95%以上。	・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 しなければならない。また、 10個の測定値が得がたい場合、 は3個の測定値の平均値X3が 規格値を満足していなければ ならないが、X3が規格値をは ぬれば、X10が規格値を満足 するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 するものとする。 ・X3が規格値を満足するものとするが、 X3が規格値をはずれた場合、 X3は、さらに5個のデータを加 えた平均値X6が規格値を満足 してよい。 ・1,000㎡につき1個 (ただし維持工事は除く) ・1工事につき任意の3個	・締固め度は、固々の測定値 が基準密度の94%以上 (再ア スしよりの場合は基準密度の 95%以上) を満足するものと し、かつ平均値について以下 を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値 の平均値X10が規格値を満足 するものとする。 ・X3が規格値を満足するものとするが、 X3が規格値をはずれた場合、 X3は、さらに5個のデータを加 えた平均値X6が規格値を満足 してよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超え る場合は、10,000㎡以下を1 ロットとし、1ロットあたり 10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10個追加し、測 定すること。 測定する場合は、5等分するように設 定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/ロット毎に10個、 合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡ 以下の場合 (維持工事を除 く) は、1工事あたり3個 (3 孔) 以上で測定する。	・規格値にX10、X6、X3を追記した。 ・試験基調について、試験頻度と試験の個数 (孔数) を明確化															
30 工場製 作工 (鋼橋用鋼 材)	必 須 材 料	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票 確認	JISによる	現物とミルシートの整合性が 確認できることと規格、品質が ミルシートで確認できるこ と。	現物とミルシートの整合性が 確認できることと規格、品質が ミルシートで確認できるこ と。	○	JISによる	31 工場製 作工 (鋼橋用鋼 材)	必 須 材 料	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票 確認	JISによる	現物とミルシートの整合性が 確認できることと規格、品質が ミルシートで確認できるこ と。	現物とミルシートの整合性が 確認できることと規格、品質が ミルシートで確認できるこ と。	○	JISによる	語句の修正			
	機械試験 (JIS かつミニ表示品以外 かつミニ表示品以外 全不可(主部材)	JISによる	JISによる				JISによる			JISによる	JISによる	JISによる							JISによる		
	外観検査 (付属部材)	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測		目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測		目視および計測	目視および計測	
	機械試験 (JIS かつミニ表示品以外 かつミニ表示品以外 全不可(主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる		JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる		JISによる	JISによる	JISによる
	外観検査 (付属部材)	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測		目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測		目視および計測	目視および計測	目視および計測
31 工場製 作工 (鋼橋用鋼 材)	必 須 材 料	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票 確認	JISによる	現物とミルシートの整合性が 確認できることと規格、品質が ミルシートで確認できるこ と。	現物とミルシートの整合性が 確認できることと規格、品質が ミルシートで確認できるこ と。	○	JISによる	31 工場製 作工 (鋼橋用鋼 材)	必 須 材 料	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票 確認	JISによる	現物とミルシートの整合性が 確認できることと規格、品質が ミルシートで確認できるこ と。	現物とミルシートの整合性が 確認できることと規格、品質が ミルシートで確認できるこ と。	○	JISによる	語句の統一			
	機械試験 (JIS かつミニ表示品以外 かつミニ表示品以外 全不可(主部材)	JISによる	JISによる				JISによる			JISによる	JISによる	JISによる							JISによる	JISによる	JISによる
	外観検査 (付属部材)	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測		目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測		目視および計測	目視および計測	目視および計測
	機械試験 (JIS かつミニ表示品以外 かつミニ表示品以外 全不可(主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる		JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる		JISによる	JISによる	JISによる
	外観検査 (付属部材)	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測		目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測		目視および計測	目視および計測	目視および計測

[illegible]

平成25年度品質管理基準新旧対照表

現 行 (平成23年3月)										改定案 (平成25年3月)										改定理由	
工 種	試験 種 別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	工 種	試験 種 別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	摘要基準	改定理由			
		外観形状検査 (アーケスタック ド)		・余盛り形状の不整：余盛りは 全周にわたりに包囲していなければ ならない。なお、余盛りは高 さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込 み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切 欠状のアンダーカットがあつて はならない。ただし、グライン ダー仕上げ量が0.5mm以内に納 まるものは仕上げて合格とす る。 ・スタッドジベルの仕上り高 さ：（設計値±2mm）を超えては ならない。		・余盛りが包囲していないスタッドジ ベルは、その方向と反対の15°の角 度まで曲げるものとする。 ・15°曲けても欠陥の生じないもの は、元に直すことなく、曲げたまま にしておくものとする。		外観形状検査 (アーケスタック ド)				・余盛りが包囲していないスタッドジ ベルは、その方向と反対の15°の角 度まで曲げるものとする。 ・15°曲けても欠陥の生じないもの は、元に直すことなく、曲げたまま にしておくものとする。			道路橋示方書・同解説 II 鋼橋 編 平成24年3月 P473	道路橋示方書・同解説 II 鋼橋 編 平成24年3月 P473, 474	・摘要基準の改訂に伴う修正 ・語句の統一				
	そ の 他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	ハンマー打撃による欠陥を生じないものを合格とする。	外観検査の結果が不合格となつたスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲けても欠陥の生じないものは、元に直すことなく、曲げたままにしておくものとする。		ハンマー打撃試験				ハンマー打撃試験	ハンマー打撃		外観検査の結果が不合格となつたスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。			摘要基準の改訂に伴う修正			